

第54号議案

「サッカー無料体験会」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日

提 出 者 文京区教育委員会  
教育長 加藤 裕一



別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・**後援** 名義使用申請書

2020年 8月 12日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) NPO法人 アミティエスポーツクラブ

住所 (所在地) 東京都新宿区新宿一丁目3番2号 新宿第七葉山ビル3階

代表者名 (ふりがな) あかお おさむ

赤尾 修

代表者連絡先 (事務担当者) 高松 大輔 (090-9967-0024)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・**後援**名義を使用したく、申請します。

記

事業名	サッカー無料体験会	
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	区のスポーツ教育に寄与できる為。地域の児童に広く知っていただく為。親御さまが安心してご参加いただく為。	
実施期間	2020年 9月 21日 (月・祝) から 2020年 9月 21日 (月・祝) まで (1日間)	
実施場所	東京大学グラウンド	
事業内容	目的 ※	スポーツ (サッカー) が苦手な子どものきっかけづくり。スポーツ (サッカー) への苦手意識を持った子どもへのサポート。スポーツをする機会の提供。児童の健全育成の促進。地域コミュニティの醸成。学校教育・家庭教育のサポート。子どもたちの社会性の向上。
	内容	初めての子向けのサッカーの体験教室
	対象者	3歳～10歳の児童 (参加予定人員 20人)
	参加費	無料
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)		
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <b>同意する</b> ・ 同意しない。		

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

① **開催要項**

名称	サッカー無料体験イベント
会場	東京大学グラウンド
日時	2020年9月21日

② **事業目的**

<活動内容>

- ・3～10歳子ども達を対象にした無料のスポーツイベントの開催。

<目的>

- ・スポーツ人口拡大に向けて、次世代を担う子ども達へスポーツをする機会を提供していくこと。
- ・スポーツに対して苦手意識のある子へのサポート。
- ・スポーツをする場の提供。
- ・学校教育、家庭教育へのサポート。
- ・児童の健全育成の促進。
- ・地域コミュニティの醸成。

## 当イベントに関する新型コロナウイルス感染拡大防止策

◇以下、該当する点がある場合、イベントへの参加はできない。

- ・風邪の症状(くしゃみや咳が出る)や 37.5 度以上の熱がある方。
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方。
- ・咳、痰、胸部不快感のある方。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
- ・その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- ・過去 14 日以内に、政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。
- ・感染による重症化を引き起こしうる持病をお持ちの方。

◇イベント中の行動について

- ・イベントに従事・参加する者はすべて、マスクを着用
- ・スタッフと参加者は対面で会話をしない
- ・イベント中、参加者への消毒の実施

◇イベントで参加者への注意喚起の徹底

- ・イベント開始前に手洗い、消毒、咳エチケット、ソーシャルディスタンスの確保の案内
- ・イベント中は会場に、手洗い、消毒、咳エチケット、ソーシャルディスタンスの確保についての案内板を掲示
- ・イベント終了後に手洗い、消毒、即時解散の案内

◇会場について

- ・指導員、スタッフの手指消毒
- ・備品の殺菌消毒、施設内の殺菌消毒
- ・参加者同士の距離を取れるよう、椅子の位置を2m 以上空けて配置

◇練習メニュー・構成の変更

- ・練習時の指導員及び参加者同士の距離の確保
- ・参加者同士の接触や近距離での発声などがないようなメニュー構成

## 事業予算書

事業名 無料サッカー体験イベント

団体名 NPO法人アミティエスポーツクラブ

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
法人助成金	51,000	グラウンド利用料	26,000
		宣伝広告費	20,000
		備品代	5,000
計	51,000	計	51,000

2020年 8月 12日

(備考)

# 特定非営利活動法人アミティエ・スポーツクラブ定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アミティエ・スポーツクラブという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域の子どもとスポーツ団体に対してサッカーを中心としたスポーツの普及に関する事業等を行い、スポーツの普及及び子どもの健全育成を図ることを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① スポーツクラブ運営事業
  - ② スポーツ合宿企画、実施運営
  - ③ スポーツ大会企画、実施事業
  - ④ 指導者派遣事業

## 第3章 会 員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなけ

ればならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により定め、副理事長は理事長が指名する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わ

ることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 議長の選任に関する事項
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事

項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

### 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人又は民法第34条の規定により設立された法人のうちから、総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 赤 尾 修

副理事長 鬼 塚 学

理 事 松 本 尚 也

監 事 岡 田 春 美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 0円
  - (2) 会 費 0円

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は、平成20年7月25日から施行する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

NPO法人アミティエ・スポーツクラブ団体名簿

	氏名	性別	所属
理事長	赤尾 修	男	東京
理事	松本 尚也	男	京都
理事	櫻庭 弘章	男	兵庫
監事	岡田 春美	女	京都
従業員	石神 龍麻	男	東京
従業員	大國 尚弥	男	東京
従業員	高松 大輔	男	東京
従業員	佐藤 航太	男	東京
従業員	佐田 和沙	男	兵庫
従業員	蓑方 直輝	男	滋賀
従業員	山脇 翔吾	男	京都
従業員	清水 良平	男	大阪
従業員	鈴木 優斗	男	大阪
従業員	竹之内 恒平	男	兵庫
従業員	篠原 嗣昌	男	兵庫

小学生  
クラス

“カラダづくりとココロづくり”  
小学1年生～4年生のお子様をお持ちの  
保護者の皆様へ

# はじめてのサッカー無料体験会開催!

キッズ  
クラス

“思いっきり、蹴って・走って・とらんで、そして立ち上がる”  
3歳～6歳のお子様をお持ちの  
保護者の皆様へ

# わくわくサッカー無料体験会開催!

※初めてのお子様を対象にしているため女の子もお気軽にご参加いただけます。

開催日時

9月21日(月・祝)

無料体験日

9月21日(月)

幼児：10:00～11:00

小学生：11:00～12:00

◆開催会場 東京大学グラウンド  
※グラウンド状況によって異なります。

対象・定員

3歳～新小学5年生/各16名

無料体験会FAX申込書

お子様のお名前

ふりがな

お子様の年齢

体験希望日

電話番号

( ) さい  
・未就学・年少・年中  
・年長・小学( )年生

( )

電話番号 03-6300-0671

送信先FAX番号 03-6300-0532

携帯電話 (メール) 右記QRコードを読み取りください ※24時間受付中



主催:アミティエスポーツクラブ  
後援:

202002T

※ご提供いただいた個人情報については、体験会のご案内以外の目的では利用致しません。

このまま送信して下さい 送信方向↓

